

諫早市（仮称）市民交流センター建設工事基本設計業務
候補者選考 公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの趣旨

諫早市では、市民の芸術文化や生涯学習活動の振興のため、市民主体の中規模な公演に対応した 500 席程度のホールと、老朽化し、更新の時期を迎えている市民センター（中央公民館）が有している生涯学習機能を併せもつ、「諫早市（仮称）市民交流センター」の整備を行う予定である。本施設の整備については、令和 6 年 5 月に、施設の基本的な考え方をまとめた（仮称）市民交流センター基本構想を策定し、今後建設に向けたより具体的な取り組みを進めていくこととしている。

本プロポーザルでは、基本設計業務に当たり、高度な技術を有するとともに豊富な経験を持ち、創造力・設計能力に優れ、基本構想に定めるコンセプトや基本方針の実現を念頭に、市民や各種団体、行政機関と一体となって進めていくことができる優れた者を選定するため、公募型プロポーザル方式による提案を求め、この業務に最も適した基本設計業務受託候補者を選定することを目的とする。

2 諫早市（仮称）市民交流センター整備事業の概要

- | | |
|-------------|--|
| （１）所在地 | 諫早市東小路町 番地内 |
| （２）参考規模 | 延べ面積：5,300 ㎡程度 |
| （３）施設の機能 | ホール機能、生涯学習機能、防災機能、
交流機能 |
| （４）建設概算事業費 | 55 億円（消費税及び地方消費税含む）
※建物部分に限る |
| （５）整備スケジュール | 令和 6 年度 設計者選考手続
令和 7 年度 基本設計
令和 8 年度 実施設計
令和 9 年度 建設工事着手
令和 12 年度 供用開始予定 |

3 業務概要

- | | |
|----------|---|
| （１）委託業務名 | 諫早市（仮称）市民交流センター建設工事基本設計業務 |
| （２）業務内容 | ①諫早市（仮称）市民交流センターの新築工事にかかる建築基本設計業務
※詳細は、諫早市建築設計業務委託特記仕様書によるものとする。
②諫早市（仮称）市民交流センターの建設予定地の敷地測 |

量業務

③諫早市（仮称）市民交流センターの建設予定地の地質調査業務

④解体予定の諫早市民センター内ホールの野口彌太郎作陶板壁画の活用検討業務

（３）履行期間 契約締結の日から 270 日間とする。

（４）提案上限額 89,469,600 円（消費税及び地方消費税を含む）

（５）発注者 諫早市長 大久保 潔重

4 参加資格

（１）参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業もしくは複数の企業で構成する設計共同企業体とし、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア）単体企業及び設計共同企業体の代表企業の資格要件

①令和 6 年 4 月 1 日現在、令和 5・6 年度諫早市一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録を行っていること。

②次に掲げる劇場施設又は類似施設 1 のいずれかにについて、元請（共同企業体等の場合は、代表企業としての実績に限る。）として平成 21 年 4 月 1 日から本プロポーザルの公告日までに下記建物の新築に係る基本設計及び実施設計業務が完了した実績を有すること。

【劇場施設】

プロセニアム型舞台を有する座席数 500 席以上の劇場

【類似施設 1】

平成 31 年国土交通省告示第 98 号の別添 2 建築物の類型の 1 2 文化・交流・公益施設の第 2 類中

「映画館、劇場（上記劇場施設を除く）、美術館、博物館、図書館」で延床面積が 3,000 m²以上

（イ）設計共同企業体の各構成員の資格要件

①次に掲げる類似施設 2 について、元請として平成 21 年 4 月 1 日から本プロポーザルの公告日までに新築に係る基本設計及び実施設計業務が完了した実績を有すること。

【類似施設 2】

平成 31 年国土交通省告示第 98 号の別添 2 建築物の類型の 1 2 文化・交流・公益施設の第 1 類及び第 2 類に区分される施設で延床面積が 500 m²以上

（ウ）単体企業及び設計共同企業体の各構成員の共通資格要件

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該

当しない者。

- ②会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき清算の開始がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③公告日から契約締結までの間において、国又は地方公共団体から指名停止措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ④諫早市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、又は暴力団関係者に該当する者でないこと。
- ⑤国税及び地方税を滞納していない者であること。

（2）参加に係る制限等

- ①参加者 1 者につき複数の提案は認めない。
- ②参加者 1 者が複数の共同企業体の構成員となることはできない。

（3）参加者の制限

本業務の専門分野については協力事務所を加えることができるが、協力事務所となった者又はその者の所属する一級建築事務所等は本プロポーザルの参加資格を有せず、自ら参加者となることはできない。

（4）共同企業体の要件

- ①共同企業体の全ての構成員の出資比率は 20%以上であること。
- ②共同企業体の代表企業の出資比率は 50%を超えていること。

5 業務実施上の要件

（1）配置技術者の要件等

- ①管理技術者（業務の技術上の監理及び統括を行う者をいう。）を 1 人及び次号で定める各分野の主任担当技術者（管理技術者の下で各担当業務分野における担当技術者の中心的な役割を担う者をいう。）を 1 人配置すること。
- ②管理技術者及び各分野の主任担当技術者は専任することとし、本業務内で兼務しないこと。
- ③主任担当技術者の担当する各分野は、意匠、構造、機械設備、電気設備とする。なお、参加者がこれ以外の分野を追加することは可とする。
- ④管理技術者及び意匠分野の主任担当技術者は、一級建築士であること。
- ⑤構造分野の主任担当技術者は、構造設計一級建築士であること。

- ⑥機械設備分野担当の主任担当技術者及び電気設備分野担当の主任担当技術者は、一級建築士または建築設備士であることとし、いずれか一方の主任担当技術者は設備設計一級建築士であること。
- ⑦管理技術者及び主任担当技術者は、各担当分野の業務について5年以上の実務経験を有すること。
- ⑧管理技術者及び主任担当技術者は、各担当分野の業務について、平成21年4月1日以降に劇場施設または類似施設1の設計の実績を1件以上有すること。実績には、以前に所属した事務所等での実績も認めるが、所属していた事務所等の証明を添付のこと。
- ⑨管理技術者は単体企業又は共同企業体の代表企業に所属し、公告日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑩意匠担当の主任担当技術者は単体企業又は共同企業体に所属し、公告日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

6 参加手続き等

(1) 担当部署

本プロポーザル及び本事務担当（以下「事務局」という。）

部署名：諫早市経済交流部文化振興課

住 所：〒854-8601

長崎県諫早市東小路町7-1

電話番号：0957-22-2542

FAX 番号：0957-22-2462

E-mail：bunka@city.isahaya.nagasaki.jp

※上記担当窓口の対応可能時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 関係資料の交付方法

資料は全て諫早市公式ホームページからダウンロードすること。

URL：<http://www.city.isahaya.nagasaki.jp/>

7 選定方法等

(1) 第一次審査

提出された書類の審査を実施し、第二次審査の対象とする候補者5者程度を選定する。

(2) 第二次審査

技術提案書の審査のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、特定者1者、次点者1者を選定する。

8 選定委員会

技術提案書の審査、評価及び最も優れた技術提案書の特定は、別途定める「諫早市（仮称）市民交流センター建設工事基本設計業務公募型プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づき設置した「諫早市（仮称）市民交流センター建設工事基本設計業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

委員の構成については、建築関係学識経験者、市職員とし、委員会は5名程度の委員で組織する。

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

内 容	日 程	備 考
①プロポーザル開始の告示	令和6年12月18日（水）	
②募集要領の閲覧・配布期間	令和6年12月18日（水）～ 令和7年 1月17日（金）	諫早市 HP 及び事務局にて閲覧・配布
③参加資格及び第一次審査に関する質疑	令和6年12月18日（水）～ 令和7年 1月 6日（月）	提出方法：電子メールまたはFAXにて提出
④参加資格に関する質疑に対する回答日	令和7年 1月10日（金）	回答方法：諫早市HPに掲載
⑤参加表明書及び第一次審査の提出期限	令和6年12月18日（水）～ 令和7年 1月17日（金）	提出方法：持参又は郵送
⑥第一次審査	令和7年 1月下旬 予定	
⑦第一次審査結果通知及びプレゼンテーション参加要請	令和7年 1月27日（月）	審査結果：応募した者全員に通知するほか、諫早市HPに掲載
⑧第二次審査に関する質問書の提出	令和7年 1月27日（月）～ 令和7年 2月10日（月）	提出方法：電子メール又はFAXにて提出
⑨第二次審査に関する質問に対する回答日	令和7年 2月17日（月）	回答方法：参加者全員にFAXにて回答
⑩第二次審査書類の提出	令和7年 1月27日（月）～ 令和7年 2月28日（金）	提出方法：持参又は郵送
⑪プレゼンテーションの実施日	令和7年 3月上旬 予定	開催日時等については、第二次審査参加者に別途通知
⑫第二次審査	令和7年 3月中旬 予定	
⑬第二次審査結果通知	令和7年 3月下旬 予定	審査結果：プレゼンテーション等参加者に通知するとともに、諫早市 HP

		に掲載
⑭契約手続きへ		

10 本プロポーザルに関する手続き等

(1) 参加表明及び第一次審査

様式名称	書式名称	提出部数
様式 1	公募型プロポーザル参加表明書	正・副各1部
様式 2	公募型プロポーザル参加資格要件確認書	
様式 2-1	参加資格要件チェックシート	
様式 3	第一次審査書類提出書	2部
様式 4	企業概要	ホチキス留め 10部 クリップ留め 2部
様式 5	事務所の業務実績一覧	
様式 5-1	事務所の業務実績シート	
様式 5-2	共同企業体の構成員事務所の業務実績シート	
様式 6	管理技術者の経歴及び業務実績調書	
様式 6-1	管理技術者の業務実績シート	
様式 7	各担当技術者の経歴及び業務実績調書	
様式 8	共同企業体における構成員・協力事務所の体制一覧	
様式 9	協力事務所の概要調書	

① 各様式の記載に係る留意事項等

- ア 様式5、6、7については劇場施設の業務実績を優先させて記載すること。
- イ 各様式の記載に用いる文字のサイズは、原則として10.5ポイント以上とすること。ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等中の記載文字を除く。
- ウ 様式については、片面印刷あるいは片面コピーで作成し、様式順及び技術者順（管理技術者→主任担当技術者の順）に整理し、ホチキス留めは用紙左端中央に1か所とする。
- エ 様式5、6、7で記載した実績については、発注者が証明したもの又は確認申請書等又はPUBDIS（公共建築設計者情報システム）等とする。
- オ 様式6、7で記載した技術者保有資格について、それを保証するものの写しを提出すること。（資格証明書の写し等）
- カ 様式6の「主な受賞実績」は受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付すること。受賞実績は、公共団体、建築

学会、建築設計団体等の行う建築コンクール等とし、公募型プロポーザルは実績としない。

②提出方法

ア 提出期間

令和6年12月18日（水）午前8時30分から令和7年1月17日（金）午後5時15分までとする。持参による場合の受付は、休日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出先

6に掲げる事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送、宅配便（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）
郵送、宅配便等での提出の場合、表に「諫早市（仮称）市民交流センター建設工事基本設計業務プロポーザル第一次審査書類在中」と明記すること。

③プロポーザル参加資格要件等第一次審査に関する質問書の提出及び回答方法

ア 様式

様式12（第一次審査書類提出に関する質問書）

イ 提出先

6に掲げる事務局

ウ 提出方法

持参、FAX又は電子メール（いずれの方法でも受付期間内必着とし、FAX及び電子メールの場合は、電話にて到着確認を行うこと。）

エ 受付期間

令和6年12月18日（水）午前8時30分から令和7年1月6日（月）午後5時15分までとする。持参による場合の受付は、休日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

オ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、令和7年1月10日（金）午後5時15分までに諫早市HPに掲載。

（2）第二次審査

様式名称	書式名称	提出部数
様式10	第二次審査書類提出書	2部
A4用紙1枚	業務実施方針書	12部
A3用紙3枚以内	技術提案書 テーマ1への提案 テーマ2への提案	

	テーマ 3 への提案 テーマ 4 への提案	
様式 11	価格提案書	

①提出部数

- ・業務実施方針書 A 4 用紙 1 枚：12 部
- ・技術提案書 A 3 用紙 3 枚以内：12 部
(ファイル綴じとし、業務名、登録番号を記入しておくこと。)
- ・価格提案書 様式 11：12 部
- ・上記提出部数の他に P D F 化したデータを記録した電子媒体を 1 部提出すること。

②提出方法

ア 提出期間

令和 7 年 1 月 27 日 (月) 午前 8 時 3 0 分から令和 7 年 2 月 28 日 (金) 午後 5 時 15 分までとする。持参による場合の受付は、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 提出先

6 に掲げる事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送、宅配便 (いずれの方法でも提出期間内必着とする。)
郵送、宅配便等での提出の場合、表に「諫早市 (仮称) 市民交流センター建設工事基本設計業務プロポーザル第二次審査書類在中」と明記すること。

③第二次審査に関する質問書の提出及び回答方法

ア 様式

様式 13 (第二次審査書類提出に関する質問書)

イ 提出先

6 に掲げる事務局

ウ 提出方法

持参、F A X 又は電子メール (いずれの方法でも受付期間内必着とし、F A X 及び電子メールの場合は、電話にて到着確認を行うこと。)

エ 受付期間

令和 7 年 1 月 27 日 (月) 午前 8 時 30 分から令和 7 年 2 月 10 日 (月) 午後 5 時 15 分までとする。持参による場合の受付は、休日等を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

オ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、令和 7 年 2 月 17 日 (月) 午後 5 時 15 分までに全ての提案者へ F A X で回答する。

(3) 書類提出にあたっての留意事項

①提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。提出者においては特定記録郵便の利用等、確認を行うなどの対策を講じること。

②辞退について、参加表明書提出以降の辞退については、事務局まで電話にて連絡の上、「辞退届（任意様式）」を提出するものとする。

③書類及び資料

下記書類当資料は、全て諫早市公式ホームページからダウンロードすること。

URL : <http://www.city.isahaya.nagasaki.jp>

a 公告文

b 諫早市（仮称）市民交流センター建設工事基本設計業務候補者選考公募型プロポーザル実施要領

c 諫早市（仮称）市民交流センター建設工事基本設計業務仕様書

d 配置図

e 諫早市建築設計業務受託特記仕様書

f 各様式

g 諫早市（仮称）市民交流センター基本構想

1 1 審査基準

(1) 第一次審査

評価項目					評価事項	
設 計 事 務 所・共同企 業体の実力	業 務 実 績				同様あるいは類似する業務の実績	
	技 術 者 数				専門分野の技術者数	
	地 域 精 通 度				本社の所在地	
予 定 技 術 者 及 び 業 務 実 施 体 制	管 理 技 術 者	経 験			経験年数	
		実 績 ・ 立 場			同様あるいは類似する業務の実績	
	主 任 担 当 技 術 者	建 築	意 匠	経 験	経験年数	
				実 績 ・ 立 場	同様あるいは類似する業務の実績	
			構 造	経 験	経験年数	
				実 績 ・ 立 場	同様あるいは類似する業務の実績	
		電 気 設 備		経 験 ・ 資 格	経験年数及び資格	
				実 績 ・ 立 場	同様あるいは類似する業務の実績	
		機 械 設 備		経 験 ・ 資 格	経験年数及び資格	
				実 績 ・ 立 場	同様あるいは類似する業務の実績	

①審査結果の公表

第一次審査の結果については、第一次審査応募者全員に郵送にて通知するとともに、第二次審査参加者を諫早市HPにて公表する。

(2) 第二次審査

評価項目		評価事項
業務実施方針	取組姿勢表明書及び設計工程及び全体概略工程表等	提案内容の的確性、実現性及び独創性があるか等
技術提案書	テーマ1	
	テーマ2	
	テーマ3	
	テーマ4	
価格審査	価格提案書	

①技術提案を行う上での前提条件・留意事項

A 敷地配置

市役所庁舎前広場及び駐車場並びに市民センターを含む敷地内を以下の4エリアに区分する。(別添配置図参照)

- a 施設建設・(立体) 駐車場エリア (約 5,200 m²)
- b 緑地広場エリア (約 3,000 m²)
- c 野外広場エリア (約 1,500 m²)
- d 既存駐車場エリア (約 1,700 m²)

B 施設構成

- ①諫早市(仮称)市民交流センターは「a 施設建設・(立体) 駐車場エリア」に計画すること。
- ②現在の芝生広場の機能をさらに発展させ、緑の憩いの空間となる緑地広場を「b 緑地広場エリア」に計画すること。
- ③市民センター解体後の跡地を利用して、開放的で自由度の高い野外広場を「c 野外広場エリア」に計画すること。

C 施設機能

諫早市(仮称)市民交流センターについては、「諫早市(仮称)市民交流センター基本構想」及び「諫早市(仮称)市民交流センター建設工事基本設計業務仕様書」(以下「基本構想等」という。)を参照のこと。

②業務実施方針

本業務を実施するにあたり、具体的な取組体制(業務、担当など)及び設計工程について提案すること。さらに、本業務を実施するにあたって、複合施設のコンセプトである「ひとが集い、学びを通していさはや文化を発展させるにぎわい拠点」の実現について、独自の提案内容があれば具体的に示すこと。

③テーマ

次に掲げるテーマ(課題)について、基本構想等を踏まえた上で提案すること。

と。

テーマ 1

基本構想等に示した整備内容を整理し、中心市街地における市役所庁舎前広場の現在の利用状況や、利用者のための立体駐車場計画などを踏まえた計画敷地の利活用、施設の配置計画を提案すること。

テーマ 2

利用者の視点に立ったわかりやすく使いやすい施設となるよう、基本構想等に基づき、ホール機能、文化・芸術機能、生涯学習機能、交流機能、防災機能を踏まえた施設の平面計画を提案すること。

テーマ 3

再生可能エネルギーの活用や、パッシブデザインの導入など、環境配慮への具体的な提案や、維持管理のしやすさや費用低減につながる工夫などライフサイクルコストの削減につながる技術提案すること。

テーマ 4

近隣の商店街や図書館等の公共施設との機能連携、回遊性や賑わい創出につながる提案など、その他今回の施設で重要と捉え、特に強調したい内容を提案すること。

④技術提案書作成上の注意事項

- ア 文書及び図で記述する。色彩等表現は自由とする。
- イ 文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。
- ウ 提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないこと。

⑤プレゼンテーション及びヒアリング等

第二次審査技術提案書の内容に関して、プレゼンテーション等を実施する。

- ア プレゼンテーションの時間は提案者からの説明 20 分以内とし、その後審査委員による質疑応答を含めて 50 分以内とする。
- イ プレゼンテーションの会場及び留意事項、順番等は別途連絡する。
- ウ プレゼンテーション時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用すること。提出した技術提案書以外の資料を使用した場合、提出された技術提案書は無効となる。また、プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。
- エ プロジェクタ、スクリーンは貸し出すが、提出した技術提案書のみの映写とする。
- オ プレゼンテーションに参加できるのは、責任者を含め 3 名までとする。ただし、管理技術者は原則として出席すること。
- カ プレゼンテーションに出席しない場合は受注意思がないものとみなし、

原則として特定者とししない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではないので、該当する場合はその旨を理由とともに書面にて提出すること。

⑥審査結果の公表

審査結果については、第二次審査参加者全員に郵送にて通知するとともに、諫早市HPで公表を行う。

1 2 業務委託契約に関する事項

(1) 委託料について

委託料については、平成 31 年国土交通省告示第 98 号に基づき、諫早市で定める計算にて算出した金額とする。

(2) 随意契約による見積書の聴取

随意契約の相手方として決定した特定者から見積書を徴取し、契約手続きを行うものとする。

特定者との契約が不調となった場合は、次点者と契約手続きを行うものとする。

本業務に関する実施設計業務及び工事監理業務等については、本業務の受託者との随意契約により委託契約を締結する予定がある。

(3) 委託業務の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、諫早市建築設計業務委託特記仕様書に定めるほか、技術提案書に記載された内容を尊重し、担当職員と協議の上、提出する。

イ 本業務委託の仕様決定にあたり、特定者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

ウ 技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

エ 本業務は、技術提案書の提案内容を基に、市民等との意見交換などを行いながら、検討・決定していくものとする。

(4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に契約者が本実施要領 13 に定める失格事項に該当していたことが明らかになった場合には、契約の解除を行うことがある。

1 3 失格事項

次の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがあるので留意すること。

- (1) 参加要件を満たさない者が提出した場合（審査過程において参加要件を満たさないことが明らかになった場合も含む。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出書類を記載する上での留意事項に示した条件に適合しない場合
- (4) 審査委員又は関係者に、直接、間接を問わず、本業務に対する助言や連絡を求めること、又は不正な接触などを行った場合
- (5) 選定の公平さに影響を与える行為があったと認める場合

1 4 その他

(1) 技術提案書の取り扱い

- ア 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。必要な場合は控えをとること。
- イ 提出された参加表明書及び技術提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市はプロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、技術提案書等の複製、記録及び保存を行う。
- ウ 特定された技術提案書のうち、業務の実施方針等テーマ別企画提案については、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果について、その内容を公開する場合がある。

(2) 追加資料

配置予定技術者の所有資格、業務確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

(3) 費用負担

技術提案書、提出書類及びプレゼンテーション等に係る全ての費用は提出者の負担とする。

(4) 本業務を受注した建設コンサルタント（再委託先の建設コンサルタントを含む。以下同じ。）及び、本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(5) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(6) 技術提案書の作成のために発注者により受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

(7) 各審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

(8) 提出期間内に提出書類が到達しなかった場合及び第二次審査参加者として選定されなかった場合は、それぞれの段階において技術提案書等を提

出することはできない。

- (9) 参加表明書及び技術提案書等の提出は1者につき1点とする。
- (10) 本業務において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、人の標準時及び測算法（昭和24年法律第188号）に定める単位とする。
- (11) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は技術提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者との協議に基づいて決定するものとする。